

先天性代謝異常等検査事業運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 先天性代謝異常等検査の実施について必要な協議を行い、県が行う諸施策の円滑な実施を図ることを目的として、先天性代謝異常等検査事業運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 先天性代謝異常等検査及びその体制に関すること
- (2) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、医師、学識経験者、関係行政機関等の関係者の中から、保健医療部長（以下「部長」という。）が選任する委員で組織する。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する者がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員に欠員が生じたときは、部長は委員を補充することができる。補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、埼玉県保健医療部健康長寿課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 埼玉県母子保健運営協議会「乳児マス・スクリーニング検査事業検討専門部会」設置要綱は、廃止する。